

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
2 鳥取県統計調査条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村	2 鳥取県統計調査条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村
<u>2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</u> (1) 第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付 (2) 第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認 (3) 第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定 (4) 第3条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求 (5) 第8条第1項（第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券	日野郡の町		

<p>の交付</p> <p>(6) 第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第17条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求</p> <p>(10) 第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(11) 第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付</p>			
<p>2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による確認並びに書類及び資料の提示又は提出の要求</p>	日野郡の町		
略		略	
<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(48) 略</p>	南部箕蚊屋広域連合	<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(48) 略</p>	南部箕蚊屋広域連合
<p>8の2 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	各市町村		
8の3 略		8の2 略	
8の4 略		8の3 略	
<p>8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p>	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町	<p>8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p>	鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町

<p>8の6 鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第19条第1項の規定による環境配慮計画の受理</p> <p>(2) 第19条第3項（第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表</p> <p>(3) 第19条第4項（第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による環境配慮計画の変更の届出及び新築等の完了の報告の受理</p> <p>(4) 第20条第1項の規定による環境配慮計画の受理</p> <p>(5) 第20条第2項（第3項後段の規定において準用する場合を含む。）の規定による公表</p> <p>(6) 第21条第1項の規定による必要な措置の指導</p> <p>(7) 第22条第2項の規定による報告又は資料の提出の要求</p>	<p>鳥取市、米子市及び倉吉市</p>		
<p>9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>各市町村</p>	<p>9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による浄化槽の設置又は変更の届出の受理</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による必要な改善の勧告</p> <p>(3) 第5条第4項ただし書の規定による通知</p> <p>(4) 第7条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理</p> <p>(5) 第7条の2第1項の規定による必要な指導及び助言</p> <p>(6) 第7条の2第2項の規定による勧告</p> <p>(7) 第7条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(8) 第10条の2第1項の規定による報告書の受理</p> <p>(9) 第10条の2第2項の規定による</p>	<p>倉吉市、岩美郡岩美町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町</p>		

<p>技術管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>(10) 第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>(11) 第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理</p> <p>(12) 第12条第1項の規定による必要な助言、指導又は勧告</p> <p>(13) 第12条第2項の規定による必要な改善措置の命令又は浄化槽の使用停止の命令</p> <p>(14) 第12条の2第1項の規定による必要な指導及び助言</p> <p>(15) 第12条の2第2項の規定による勧告</p> <p>(16) 第12条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p>			
<p>9の3 略</p>		<p>9の2 略</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>11 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第16条第4項において準用する第10条第4項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(2) <u>第16条第4項において準用する第10条第7項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(3) <u>第16条第4項において準用する第10条第9項の規定による軽微な変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(4) <u>第16条第4項において準用する第12条第1項の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(5) <u>第16条第4項において準用する第12条第2項の規定による申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(6) <u>第16条第4項において準用する第13条の規定による休止又は廃止の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(7) <u>第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(8) <u>第20条第3項の規定による許可</u></p>	<p>各市町村</p>	<p>11 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第13条第3項の規定による許可</u></p>	<p>各市町村</p>

<p>の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) <u>第20条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) <u>第20条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) <u>第20条第8項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(12) <u>第21条第3項の規定による許可</u> の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(13) <u>第21条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(14) <u>第21条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(15) <u>第22条第3項の規定による許可</u> の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(16) <u>第22条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(17) <u>第22条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(18) <u>第33条第1項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(19) <u>第68条第1項の規定による協議</u> の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(20) <u>第68条第3項の規定による行為</u> の通知の受理及び知事への送付</p>		<p>の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) <u>第13条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) <u>第13条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) <u>第13条第8項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) <u>第14条第3項の規定による許可</u> の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) <u>第14条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(7) <u>第14条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(8) <u>第24条第3項の規定による許可</u> の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) <u>第24条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) <u>第24条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) <u>第26条第1項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(12) <u>第56条第1項の規定による協議</u> の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(13) <u>第56条第3項の規定による行為</u> の通知の受理及び知事への送付</p>	
<p>12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、<u>附則第5項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</u></p>	<p>各市町村</p>	<p>12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、<u>次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>第17条において準用する第3条第1項に規定する申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(2) <u>第17条において準用する第5条の規定による管理又は経営の方法の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(3) <u>第17条において準用する第10条の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(4) <u>第17条において準用する第11条の規定による地位承継の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(5) <u>附則第5項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</u></p>	<p>各市町村</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表11の項及び12の項の改正規定は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、8の2の項、8の6の項及び9の2の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。